

### 補助内容

#### 1 目的・内容

住民主体の通いの場を育成するなど地域づくりにつながる介護予防活動を推進し、リハ専門職等の地域の多職種・他機関との連携を強化する職員を配置する区市町村に対して補助を行う。

#### 2 補助概要

##### 【実施主体】

区市町村（地域包括支援センターへ委託可）

##### 【補助内容及び基準額】

「介護予防による地域づくり推進員」の配置経費を基本として、事業実施に必要な経費を対象とする（備品購入費除く）。

##### 【人員配置】

- (1)原則として主任ケアマネ、社会福祉士、保健師、リハビリテーション専門職等
- (2)常勤又は非常勤の専従職員、専任職員でも可
- (3)地域包括支援センター等に配置

#### 介護予防による地域づくり推進員の配置事業 補助金交付基準

1 区分	2 補助基準額		3 補助対象経費	4 補助率
介護予防による地域づくり推進員	65歳以上 高齢者人口 1万人以上	1人当たり5,500千円 (区市町村あたり最大2人まで)	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金	10/10
	同 1万人未満	1人当たり5,500千円 (区市町村あたり最大1人まで)		

### 事業概要

#### 区市町村・地域包括支援センター (介護予防による地域づくり推進員を配置)

- 地域づくりにつながる介護予防活動により、通いの場を育成・支援
- 友人・隣人とのお互いさまの助け合いの輪を広げる

#### 1 介護予防の体制整備

地域包括支援センター等  
向け研修、ボランティア養成  
講座・体力測定・通いの場の  
普及PR、立上げ後フォロー  
体制の検討

#### 2 住民・グループ支援

対象者・グループの評価、  
体操の意味づけ、動機付け、  
通いの場の評価、マンネリ  
防止策（健康教育等）検討



体操教室



サロン等

(参考) 31年度実績 28区市町44名